



島根県報

令和5年3月10日（金）

号外第26号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針の一部改正 （子ども・子育て支援課） 2

告 示

島根県告示第165号

島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針（平成18年島根県告示第973号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

第2の5中(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。